

決 定 要 旨

被 審 人（本店） 東京都新宿区新宿 1 丁目 8 番 1 号
（商号） 東亜エナジー株式会社

上記被審人に対する平成 23 年度（判）第 10 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）185 条の 6 の規定により審判長審判官安木進、審判官松葉知久、同佐藤しほりから提出された決定案に基づき、法 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 6092 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 23 年 10 月 25 日

2 事実及び理由

(1) 課徴金に係る法 178 条 1 項各号に掲げる事実

被審人は、遅くとも平成 22 年 4 月ころから平成 23 年 4 月ころまでの間、前後 26 回にわたり、自己が発行する 2 種類の償還期間（3 年・5 年）の社債券につき、それぞれ、法 4 条 1 項の規定による届出を必要とするにもかかわらず、これをしないまま、別表の番号 1 から番号 26 までのとおり、募集を行ったものである。

(2) 法令の適用

別紙 1 記載のとおり

(3) 課徴金の計算の基礎

別紙2記載のとおり

被審人は、第1回審判の期日前に、審判手続開始決定書中の課徴金に係る法178条1項1号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額、並びに平成23年7月8日付け積明処置書に対する回答書に記載の事実を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

そして、前記(1)の各事実に前記(2)の各法令を適用し、被審人に対しては、主文に掲げた額の課徴金を課すこととする（被審人は、答弁書において、主文に掲げた額を超える、納付すべき課徴金の額を認めており、主文に掲げた額についても、これを認めたものである。）。

平成23年8月24日

金融庁長官 畑中龍太郎

(別表)

番号	勧誘利率	年限	勧誘人数	勧誘した社債券の払込期日	発行した社債券の回数	発行した社債券の利率	発行した社債券の償還期日	発行価額の総額	開示府令2条4項の該当号数
1	6%～	3年	81	H22.5.31	第3～8回	6.250～6.245%	H25.5.31	¥135,600,000	
2	9%～	5年	81	H22.5.31	第3、5、6、8回	9.250～9.245%	H27.5.29	¥15,600,000	⑤
3	6%～	3年	84	H22.6.30	第9～13回	6.244～6.240%	H25.6.28	¥121,000,000	
4	9%～	5年	84	H22.6.30	第9、10、12、13回	9.244～9.240%	H27.6.30	¥15,300,000	⑤
5	6%～	3年	92	H22.7.31	第14～17回	6.239～6.236%	H25.7.31	¥86,300,000	②
6	9%～	5年	92	H22.7.31	第14～17回	9.239～9.236%	H27.7.31	¥13,300,000	⑤
7	8%前後	3年	164	H22.8.31	第19～30回	8.899～8.888%	H25.8.30	¥208,100,000	
8	12%前後	5年	164	H22.8.31	第19～30回	12.499～12.488%	H27.8.31	¥93,900,000	⑤
9	8%前後	3年	112	H22.9.30	第31～36回	8.887～8.882%	H25.9.30	¥106,300,000	
10	12%前後	5年	112	H22.9.30	第31～36回	12.487～12.482%	H27.9.30	¥62,900,000	⑤
11	8%前後	3年	121	H22.10.31	第37～44回	8.881～8.874%	H25.10.31	¥134,500,000	
12	12%前後	5年	121	H22.10.31	第37～44回	12.481～12.474%	H27.10.30	¥90,400,000	⑤
13	8%前後	3年	125	H22.11.30	第45～52回	8.873～8.866%	H25.11.29	¥127,800,000	
14	12%前後	5年	125	H22.11.30	第45～52回	12.473～12.466%	H27.11.30	¥92,500,000	⑤
15	8%前後	3年	124	H22.12.31	第53～60回	8.865～8.858%	H25.12.30	¥154,400,000	
16	12%前後	5年	124	H22.12.31	第53～60回	12.465～12.458%	H27.12.30	¥109,100,000	
17	8%前後	3年	112	H23.1.31	第61～67回	8.857～8.851%	H26.1.31	¥88,400,000	⑤
18	12%前後	5年	112	H23.1.31	第61～67回	12.457～12.451%	H28.1.31	¥112,400,000	
19	8%前後	3年	94	H23.2.28	第68～73回	8.850～8.845%	H26.2.28	¥119,200,000	
20	12%前後	5年	94	H23.2.28	第68～73回	12.450～12.445%	H28.2.29	¥114,200,000	
21	8%前後	3年	125	H23.3.31	第74～81回	8.844～8.837%	H26.3.31	¥122,500,000	
22	12%前後	5年	125	H23.3.31	第74～81回	12.444～12.437%	H28.3.31	¥150,800,000	
23	8%前後	3年	105	H23.4.28	第82～89回	8.836～8.829%	H26.4.30	¥134,200,000	
24	12%前後	5年	105	H23.4.28	第82～85、87～89回	12.436～12.429%	H28.4.30	¥128,600,000	
25	8%前後	3年	51	H23.5.31	第90～94回	8.828～8.824%	H26.5.31	¥24,400,000	⑤
26	12%前後	5年	51	H23.5.31	第90～94回	12.428～12.424%	H28.5.31	¥151,400,000	
総計								¥2,713,100,000	

※1 番号7,8,11～14の各勧誘については、発行事務担当者の処理の結果、償還期日が通常よりも1か月先となったものもあるが、勧誘行為としては同一なので、まとめて記載した。

※2 「開示府令2条4項の該当号数」欄の○数字は、企業内容等の開示に関する内閣府令2条4項の該当号数を示す。

(別紙 1)

別表の番号 1、同 3、同 7、同 9、同 11、同 13、同 15、同 16、同 18 ないし同 24 及び同 26 に該当する各募集について

法 172 条 1 項 1 号、4 条 1 項、2 条 3 項 1 号、176 条 2 項、金融商品取引法施行令 1 条の 5

別表の番号 2、同 4 ないし同 6、同 8、同 10、同 12、同 14、同 17 及び同 25 に該当する各募集について

法 172 条 1 項 1 号、4 条 1 項、2 条 3 項 1 号、176 条 2 項、金融商品取引法施行令 1 条の 5、企業内容等の開示に関する内閣府令 2 条 4 項各号（号数は、別表中、各募集に対応する「開示府令 2 条 4 項の該当号数」欄に記載のとおりである。）

(別紙 2)

課徴金の計算の基礎

法 172 条 1 項 1 号の規定により、取得させた有価証券の発行価額の総額の 100 分の 2.25 に相当する額が課徴金の額となることから、課徴金額は下表の「課徴金額」欄の額の合計 60,920,000 円となる。

別表の番号	発行価額の総額	課徴金額 (注)
1	135,600,000 円	3,050,000 円
2	15,600,000 円	350,000 円
3	121,000,000 円	2,720,000 円
4	15,300,000 円	340,000 円
5	86,300,000 円	1,940,000 円
6	13,300,000 円	290,000 円
7	208,100,000 円	4,680,000 円
8	93,900,000 円	2,110,000 円
9	106,300,000 円	2,390,000 円
10	62,900,000 円	1,410,000 円
11	134,500,000 円	3,020,000 円
12	90,400,000 円	2,030,000 円
13	127,800,000 円	2,870,000 円
14	92,500,000 円	2,080,000 円
15	154,400,000 円	3,470,000 円
16	109,100,000 円	2,450,000 円
17	88,400,000 円	1,980,000 円
18	112,400,000 円	2,520,000 円
19	119,200,000 円	2,680,000 円
20	114,200,000 円	2,560,000 円
21	122,500,000 円	2,750,000 円
22	150,800,000 円	3,390,000 円
23	134,200,000 円	3,010,000 円
24	128,600,000 円	2,890,000 円
25	24,400,000 円	540,000 円
26	151,400,000 円	3,400,000 円

(注) 発行価額の総額に 100 分の 2.25 を乗じた金額。また、法 176 条 2 項の規定により 1 万円未満の端数を切捨て。